

2013.4.26

## ネット選挙解禁の公職選挙法改正について

自由民主党 選挙制度調査会  
インターネットを使った選挙運動に関する PT 事務局長  
衆議院議員 橋本 岳  
(法案提出者)

### 1. 解禁の概要

#### 1-1) これまでと変わらないこと

- ・ ネットでの政治活動はもともと OK (ただし事前の選挙運動はダメ)
- ・ 選挙運動主体の制限 (=未成年者、特定公務員、公民権停止中の者等はネット上でも選挙運動は引き続き禁止)
- ・ 紙媒体の文書図画による選挙運動 (=プリントアウトして頒布・掲示はダメ)
- ・ 選挙運動員に対価を払うと運動員買収 (=業者丸投げはダメ)
- ・ 虚偽事項公表罪、名誉毀損罪、侮辱罪、選挙の自由妨害罪、不正アクセス罪、電子計算機損壊等業務妨害罪など
- ・ 投票日当日の選挙運動の禁止 (=投票日は選挙運動にあたるようなブログの更新や SNS への投稿等はダメ)
- ・ 投票所において、紙の投票用紙により選挙が行われる (=ネット投票ではない)

#### 1-2) 今回の改正で変わる事

- ・ 選挙運動期間中ネットを使った選挙運動が解禁。個人演説会や選挙カー行程等の告知も可能になる。ただし連絡先等の表示義務あり
- ・ ただし電子メールについては送信者および送信先の規制、記録保存義務あり  
(=一般の人が、候補者からもらった選挙運動用メールを転送してはいけない)
- ・ 選挙運動サイトにリンクを張った選挙運動にならない有料インターネット広告は政党(支部を含む)のみ認める
- ・ 誹謗中傷対策(表示義務、電子メールの送信者規制、氏名等の虚偽表示罪へのインターネット等の追加、プロバイダ責任制限法の特例)
- ・ 投票日当日に、事前にウェブサイト等に掲載された選挙運動用文書図画を残しておくこと
- ・ インターネット等を利用した選挙期日後のあいさつ行為を解禁  
(ちなみに投票当日でも投票終了時刻後なら「期日後」に含まれるため OK)
- ・ 屋内の演説会場内における映写の解禁

### 1-3) 変わるタイミングと範囲

- ・今年7月実施予定の参議院選挙公示から開始。以降の国政選、地方選すべて対象
- ・参院選と同日投票の地方選（兵庫県知事選、那覇市議選、奈良市議選等）も対象
- ・参院選後、次回の国政選挙までにメール送信制限等について検討

## 2. これまでの経緯

### 2-1) 歴史

- ・平成14年総務省「IT時代の選挙運動に関する研究会」報告書
- ・平成18年自民党インターネットを使った選挙運動に関するWT（世耕弘成座長）提言→平成22年4月法案提出→平成24年11月解散のため廃案  
    ※橋本は世耕WTメンバー。
- ・民主党は平成10年の結党以降累次にわたり法案提出（民主党webサイトの記述）
- ・平成22年5月、各党協議会で合意→委員会セットも鳩山総理退陣により流会
- ・平成24年6月および12月にみんなの党が参議院に法案提出。いずれも廃案

### 2-2) 近現代史

- ・平成24年12月、安倍晋三総理就任記者会見で参院選でのネット解禁を表明。
- ・平成25年1月22日、自民党「インターネットを使った選挙運動に関するPT」（平井卓也座長）設置。31日に合同会議で骨子案了承。
- ・公明党との協議を経て、2月12日に与党案取りまとめ。  
    ※橋本は公明党との協議からPT事務局長として参加。
- ・2月13日に与党の呼びかけで11党協議会設置、参院選での解禁で一致。2月28日まで累次にわたり議論し大筋合意するも電子メール解禁範囲等で折り合わず。
- ・3月1日、民み案衆院提出。3月13日、自公維案衆院提出。
- ・3月22日、衆院倫選特で趣旨説明。4月2日、4日（参考人質疑）、5日、11日質疑、同日質疑終局。自公維案への修正案2案提出（自公維、共産）。民み案否決、共産修正案否決ののち、自公維修正案を全会一致で可決。4月12日衆院本会議で民み案否決、自公維修正案を全会一致で可決し参議院へ送付。
- ・4月18日、参院倫選特で趣旨説明、質疑、採決。全会一致で可決。翌19日、参院本会議にて全会一致で可決、成立。

### 2-3) 未来

- ・これから切り拓きます。

### 3. 今後の政治への影響

#### 3-1) 投票率について

上がるという説：若者の選挙への関心が高まる。「認証ショット」。

下がるという説：候補者を比較衡量し見定め悩んでしまう。

#### 3-2) 候補者の選挙運動について

- ・少なくとも、Web サイトすらない、あっても更新が3年前とか、「工事中」という表示が頻繁にあるとかいうのは恥ずかしい。やる気を問われる。
- ・どのように活用するかは、候補者の戦略次第。
  - 選挙区の広さ（町村議会選から参議院全国比例区まで）
  - ターゲットとする有権者層（高齢者／若者、インテリ層／一般層、勤め人／自営業者、などなど）
  - 打ち出したいイメージ。
- ・時系列的に言動が記録されるため、より「誠実さ」が問われる。  
（＝あっちとこっちで調子よく違う発言をしているとバレる）
- ・フロー情報（日々の活動）とストック情報（経歴、政見等）の使い分けと連携。
- ・リアルな活動とネットの情報発信の連携と組み合わせ。
- ・プッシュ型メディア（電子メール等）をどう使いこなすか。両刃のやいばかも。
- ・ソーシャルリスニングの感性／誹謗中傷への耐性は、より必要。
- ・今現在の候補者個人そのものがコンテンツであり比較される自覚を持つべき。

#### 3-3) 一般の方々にとって

- ・選挙期間中、公選法を気にせずオープンに選挙関係の話題を取り上げることができる。ただし未成年者は注意！  
（例：選挙期間中に街頭で演説する候補者を、たまたま通りかかって写メを撮影した人がブログにアップしたらどうなるか問題）
- ・特定候補を応援したい人も、ブログやFB、Twitter、LINEなどで候補者の活動を紹介したり、投票を呼び掛けたりすることができる。
- ・別段、日常の電子メールのやりとりも妨げられるものではない。

以上